

第2章 街路樹の現状と課題

今後の対応や改善策を具体的に導き出すため、本区や街路樹を取り巻く現状の整理を行い、課題を「見える化」することで、課題解決に向けた対応の検討につなげていきます。

2-1 本区の環境・地域特性

街路樹の検討を進めるにあたり、本区が置かれている環境特性や地域特性を整理します。

【環境特性】

「『CITY IN THE GREEN (CIG)』などによる緑化を推進している」

「CITY IN THE GREEN (みどりの中の都市)」をコンセプトに掲げ、都市と自然が融合する美しいまちづくりを目指しています。区内全域をCIG推進地区（緑化重点地区）に指定し、多くの公園や緑地が設けられており、区民や訪れる人々に安らぎと憩いの場を提供しています。

また、「江東区都市計画マスタープラン2022（令和4年3月）」においては、テーマ別まちづくり方針「水辺とみどりに彩られ交流と活力を生み出す快適な都市」の取組の中で「良好な道路景観に向けた緑化空間の整備・保全」を行うこととしており、みどりに囲まれた良好な道路景観の形成が求められています。



図 2.1.1 みどりの中の都市 (CITY IN THE GREEN) 実現のイメージ
【出典】江東区「江東区みどりの基本計画（後期）」（令和7年3月）

「区内を河川や運河が縦横に流れている」

本区は、東に荒川、西に隅田川、南に東京湾を望む低地に位置し、歴史的に水と深く関わりながら発展してきました。そのほかに内部河川や運河が縦横に

流れ、東京でも類を見ない水辺に恵まれた地理的・地形的な特徴を持っています。

また、河川や運河の一部では、埋立てや暗渠化などを経て親水公園などとして整備され、水辺に親しむ環境づくりが進められてきました。

水辺の特性を活かした空間配置、風通しや街並みとの調和を考慮した緑地整備やネットワーク形成が求められます。

「沿岸部に位置し、水辺の影響を受けやすい」

本区は東京湾に面した沿岸部に位置し、湾岸部と内陸部を結ぶ複数の運河があり、水辺の影響を受けやすい地形的特性を備えています。沿岸部特有の環境では、潮風が流入しやすく、夏季には海風によって気温上昇がやわらぐ一方、冬季には北寄りの季節風と相まって体感温度が低下しやすいという特徴があります。このような環境は街路樹の選定に大きく影響するため、沿岸部の風環境や塩害リスク、湿潤で低地性の土壌条件といった地域の環境特性を総合的に踏まえ、塩害に強い樹種の選定、風当たりの強い区域に適した配置、乾湿差に対応できる根系の樹種選択など、周辺環境に適応した樹種を選定するなどの配慮が必要です。

【地域特性】

「人口が密集している」

本区は、都心に近く人口が非常に密集している地域です。（令和8年1月現在の人口密度は約126人/ha（40人/haを超えると人口密集地区と言われる））また大型マンションの建設や再開発などにより、現在も人口が増加傾向にあります。

人口密度の上昇に伴い、人々の憩いとなる、みどりのある空間はより一層重要になる一方で、建物が密集する地域では空間の制約が大きく、確保できるスペースが限られるため、自然環境の保全や新たなみどりの創出にはこれまで以上に取組む必要があります。

「地域ごとの特色がある」

本区は、地域ごとに特色を有しています。例えば、城東地域は、亀戸や砂町銀座に代表される活気ある下町文化が特徴で、震災や戦災を乗り越え、比較的狭い道路が多く残っています。また、深川地域は、江戸情緒を残しつつ富岡八幡宮や深川不動堂など、歴史的な寺社が点在し、震災復興の土地区画整理事業で道路が基盤状に整備されています。そして南部地域は、豊洲市場や有明アリーナといった近代的な施設が集まり、再開発が進むベイエリアとして発展し、土地区画整理事業などで整備された幅員の広い道路が多く存在しています。このように、各地域の個性が本区の多様な魅力を生み出しており、地域の特色に合った魅力的な植栽が求められます。



写真 2.1.2 豊洲からの夜景



写真 2.1.3 清澄庭園

【出典】江東区「江東区みどりの基本計画（後期）」（令和 7 年 3 月） P74

「街路樹整備路線の状況からわかる地域の特徴」

城東地域：道路の幅員が狭く歩道のある路線が少ないため、街路樹整備可能な路線は限られています。

また、木造密集地域の周辺においても、植栽が可能な路線は少ない状況です。

樹種としてはソヨゴやキンメツゲの本数が多く、いずれも病害虫に強く、管理しやすい樹種が多いことが特徴です。

深川地域：現在、街路樹整備を行っている路線は比較的多いものの、歩道幅員が 3.0m 未満の路線が多い状況です。

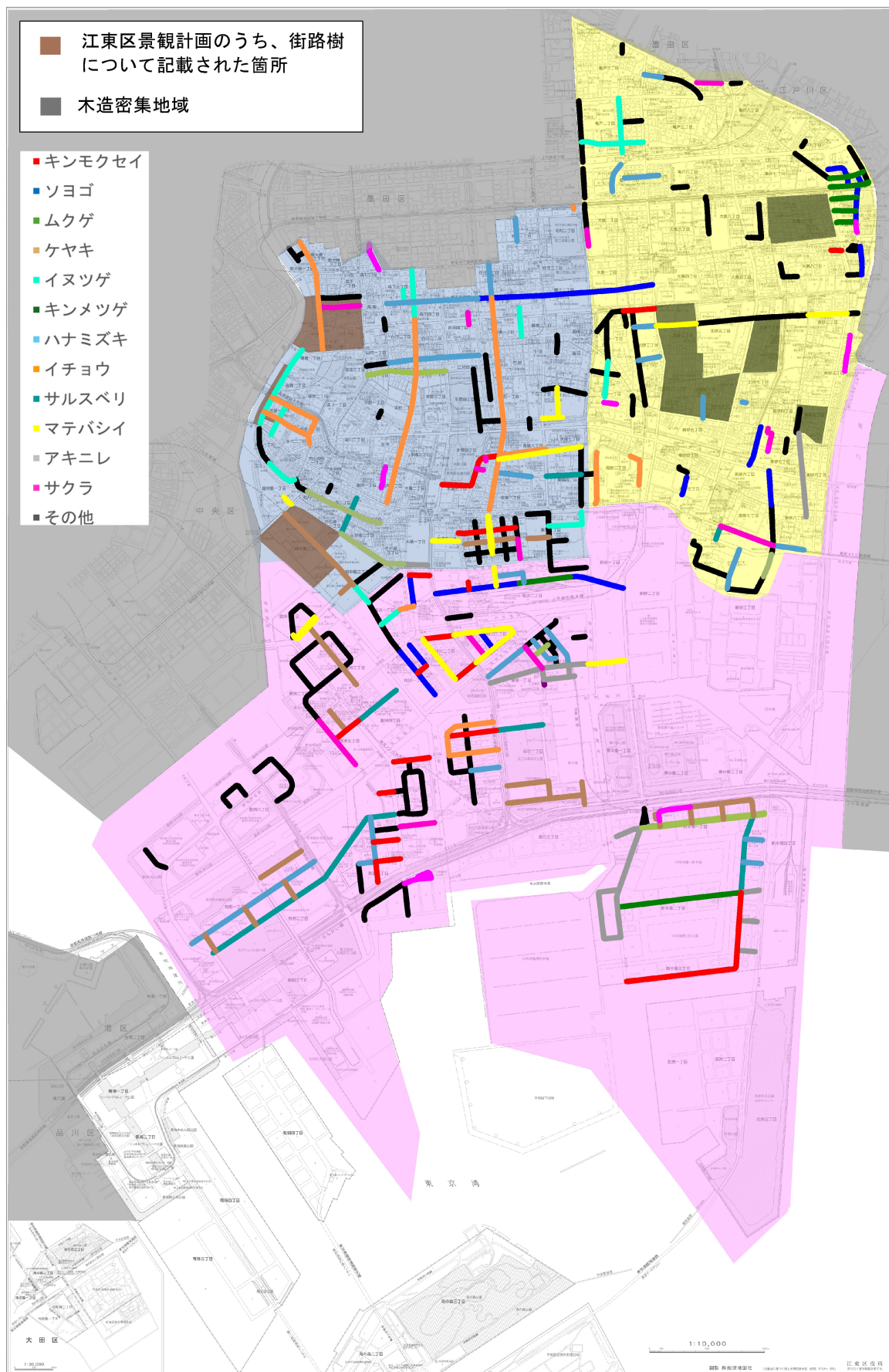
また、街路樹の整備の際に検討を要するに影響を及ぼす景観重点地区が存在します。

樹種としては、イチョウやイヌツゲの本数が多く、いずれも病害虫に強い樹種が多いことが特徴です。加えて、サクラやハナミズキなども多く植栽されており、沿道を彩るとともに、歩きやすい空間の形成に寄与しています。

南部地域：幅員の広い道路が多く、街路樹整備が可能な路線が多い状況です。

樹種としては、キンモクセイやムクゲなどの中木が主に植栽されており、いずれも潮風に強く、臨海部においても枯れにくい樹種が中心となっています。

また、植栽されている本数および樹種数はいずれも多く、特に本数については、城東地域および深川地域の 2 倍以上となっています。



2-2 街路樹の現状

本区の街路樹を取り巻く現状について、以下に示します。

(1) 街路樹充実計画とその後

本区における街路樹整備は、都区が連携して街路樹の充実を図ることを目的に、平成22年度に東京都建設局第五建設事務所と江東区が共同で「街路樹充実計画」を策定しました。

この計画の基本方針では、①みどりの量の倍増、②植栽水準のレベルアップ、③面的な街路樹整備の推進による、統一感のあるまちなみ形成という、3つの目標を掲げ、計画的な植栽を実施してきました。樹種としては、都市の厳しい環境に耐性があるサルスベリやハナミズキなど小型の樹木や中木が多く植えられました。(図2.2.1)

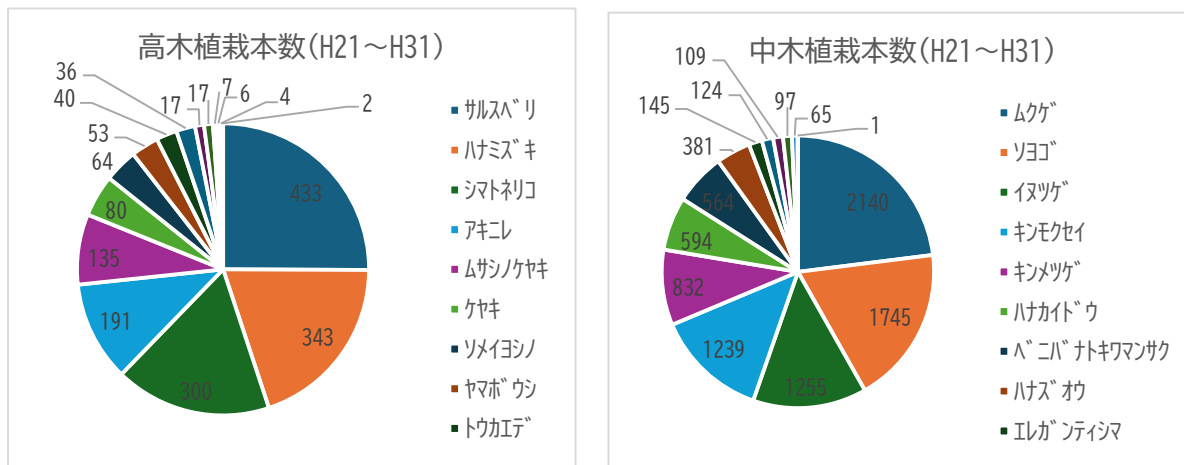


図 2.2.1 街路樹充実計画における植栽樹種本数

その結果、平成20年度には8,998本であった街路樹が、平成30年度には18,957本と街路樹本数の倍増を達成することができました(図2.2.3)。また、令和8年3月時点で本区の街路樹密度は、60.13本/kmとなっています(表2.2.2)。

表 2.2.2 道路延長及び街路樹本数の比較

	道路延長 (km)	街路樹本数 (本)	街路樹密度 (本/km)	出典
江東区	315	18,942	60.13	R7 調査結果より算出
東京都内 全道路	24,741	1,001,547	40.48	※東京都建設局データをもとに江東区作成

※東京都と江東区の街路樹の定義は異なる場合があります。

道路の管理、街路樹のデータ(東京都建設局ホームページ)※

<https://www.kensetsu.metro.tokyo.lg.jp/road/kanri>

<https://www.kensetsu.metro.tokyo.lg.jp/park/ryokuka/hyoushi/hyoushi5>



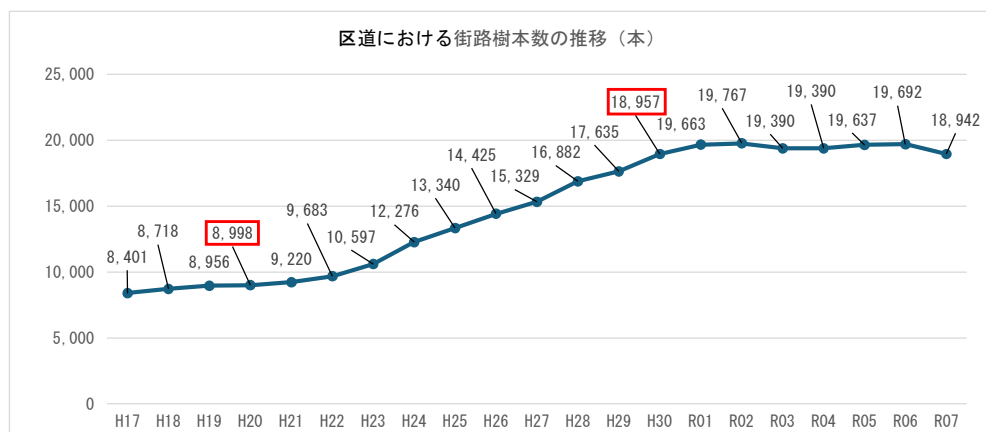


図 2.2.3 街路樹本数の推移

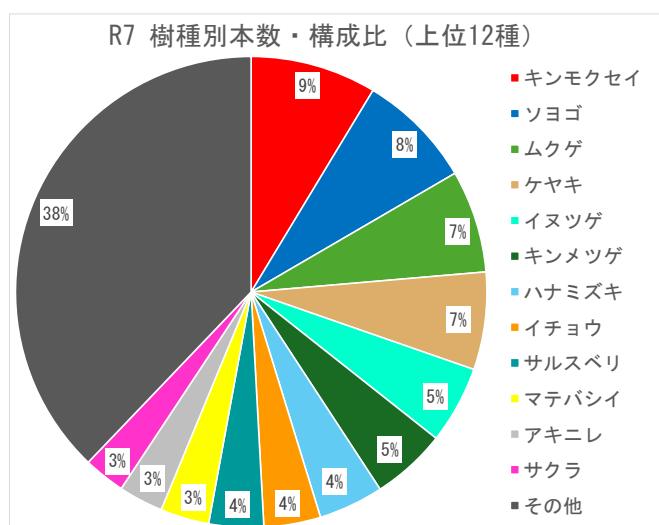
【出典】江東区「決算ノート」街路樹本数より加工

街路樹充実計画完了後（平成30年度以降）には、有明地区や豊洲地区における土地区画整理事業や東京都港湾局からの移管道路の整備により街路樹の増加が見られましたが、これらの整備は令和6年度に完了しています。

現在は、道路の改修など工事の際に、適宜街路樹を整備し、維持管理により補植を行うことで、街路樹によるみどりの連続性の確保と景観の維持に努めています。

(2) 既存樹木

令和7年度末時点の、本区の街路樹構成は以下のとおりです。（図2.2.4）。街路樹充実計画では、比較的小型の樹種が植栽され、キンモクセイやソヨゴ、ムクゲなどの中木が街路樹全体の割合の約49%を占めています。一方で街路樹充実計画以前は、高度成長期における大気汚染など対策や環境保全・改善のため、短期間で大きくなりやすい樹木（高木）を中心に植栽されてきました。そのため、ケヤキやマテバシイ、イチョウなども上位を占めています。



※本区では、これまで街路樹の構成比を高木のみで整理していたため、ケヤキやサルスベリが上位にあるとされてきましたが、中木を含めたことにより、構成比が変化しています。

図 2.2.4 街路樹本数の構成比

(3) これまでの街路樹管理

街路樹の維持管理は、「江東区樹木管理等標準仕様書（街路樹編）」に基づき、西部（深川地域）、東部（城東地域）、臨海部（南部地域）に分けた地域別の街路樹植栽路線の位置を示した紙のマップなど（図 2.2.5）により管理が行われてきました。

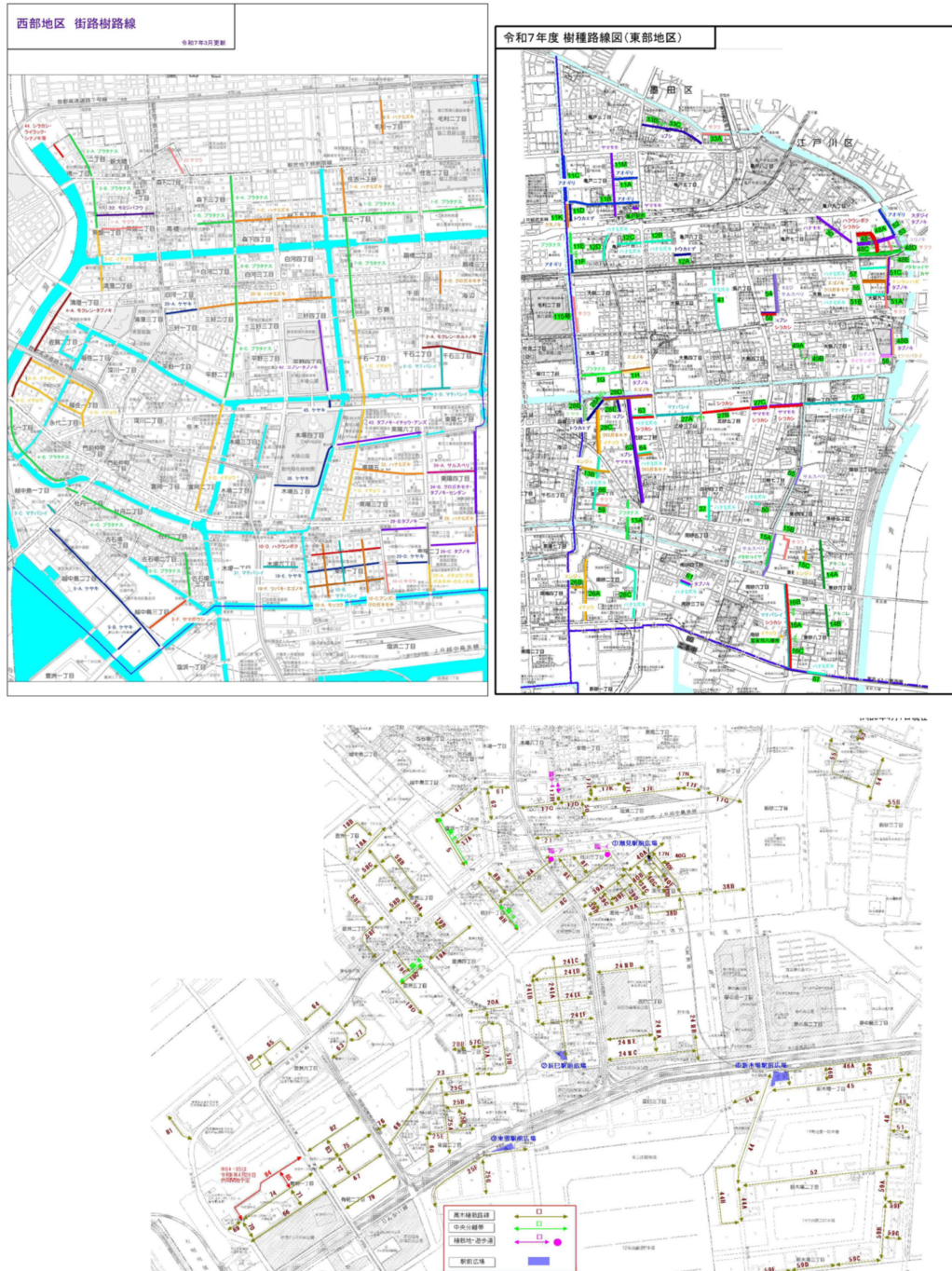


図 2.2.5 各地域の街路樹管理用マップ

また、現在の街路樹に対する主な維持管理作業は、以下のとおりです。

表 2.2.6 主な維持管理作業

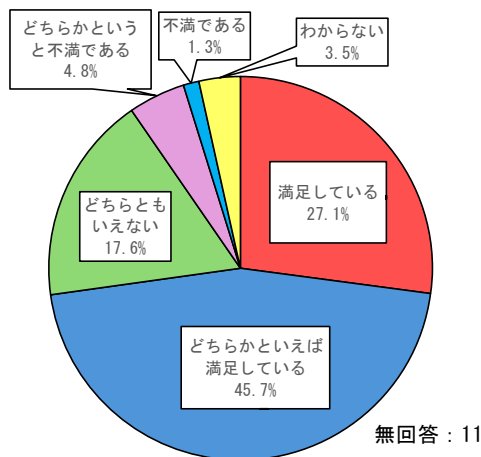
作業項目	内 容
除草・刈込	歩道上の道路緑地（植樹柵、植樹帯など）や中央分離帯などの除草及び刈込を実施する。
清掃	歩道上の道路緑地（植樹柵、植樹帯など）や中央分離帯などの清掃を実施する。
定期的な剪定	街路樹（中木を含む）について、樹種による適正な樹冠を確保するなど定期的な剪定を実施する。
支障枝剪定	信号や道路標識などの視認性の確保や街路灯の照度を阻害する枝などの随時剪定を実施する。
街路樹診断と危険木の撤去	倒木などの事故を未然に防ぐため、職員による日常点検の結果などから必要に応じて樹木医による診断を実施する。 また、診断などで危険と判断された場合は随時伐採を実施する。

（４）区民へのアンケート調査結果

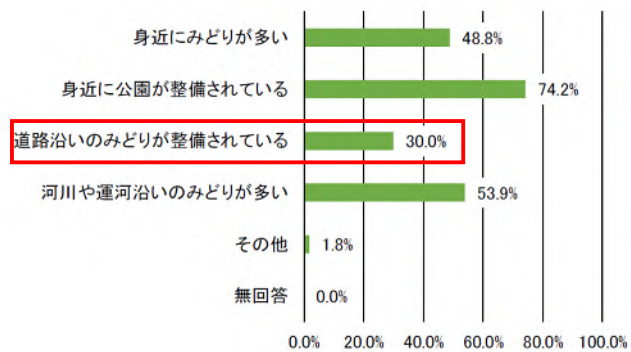
令和７年度に実施された江東区長期計画に関する区民アンケート（１８歳以上の区民３，０００人対象）では、区民の「みどり」に対する意識調査が行われました。その結果、「みどりに満足している区民の割合」は、「満足している」および「どちらかといえば満足している」を合わせて７２．８％となり、一定の評価を得られていることが示されています。

しかしながら、「江東区みどりの基本計画（後期）」（令和７年３月策定）における意向調査では、「みどり」に満足している理由として「道路沿いのみどりが整備されている」と回答した割合は３０．０％にとどまり、他の項目と比べて評価が低くなっています。また、「みどりが減少していると感じる場所」として「道路沿い」を挙げる回答も比較的多く見られました。さらに、自由意見としては、芝生や落ち葉の管理、樹木の剪定など、「みどりの維持管理」に関する意見が多く寄せられています。

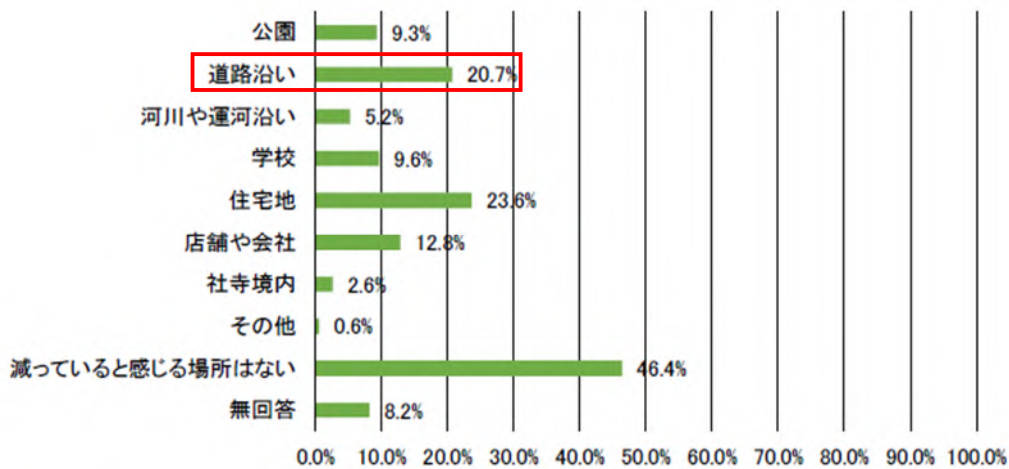
これらの結果から、街路樹の本数が倍増した後、維持管理の一環として強剪定や撤去が行われたことにより、道路沿いのみどりが減少したと感じている区民が多い傾向が推察されます。（図 2.2.7）



みどりに満足している区民の割合



みどりに満足している理由



みどりが減っていると感じる場所はどこですか？

図 2.2.7 みどりに対する意識調査

(5) 本区に寄せられる主な要望・苦情

令和7年度中に、本区に寄せられた「道路」に関する区民からの要望・苦情2,146件のうち「街路樹（植樹帯・植樹帯など含む）」に関する件数は313件で全体の15%程度を占めています。また、その他「区長への手紙」でも街路樹への要望が寄せられています。主な内容は以下のとおりです。

- ・民地に張り出しかけた枝の剪定
- ・繁茂による歩行者や車両の視界不良、通行への支障対応
- ・落ち葉の清掃
- ・街路樹についての毛虫の除去
- ・私的植栽の撤去要望
- ・剪定時期に関する要望（早期実施や回数増）
- ・剪定回数を減らすなど、緑陰を確保する要望
- ・緑陰を作る木々への植替え

2-3 街路樹の課題

本区では、現状のように緑化を推進し、適切な整備及び維持管理を実施しているものの、街路樹充実計画などにより倍増した街路樹における管理上の課題が一部で確認されるようになっていきます。主な課題は以下のとおりです。

(1) 樹木本体の課題

① 老朽化による倒木の危険性

主に高度成長期に植栽された街路樹は、時間の経過とともに、大径化・老朽化が進み、樹木の衰弱や内部の腐朽など維持管理面で様々な課題が顕在化しています。特にプラタナス・サクラ（ソメイヨシノ）・ケヤキなどの樹木においては、台風などの自然災害による倒木リスクが高まっており、区では平成30年度より専門家（樹木医）による街路樹の診断を実施しています。

街路樹診断の結果からは、C判定（不健全）やB2（著しい被害が見られる）判定となる樹木が継続的に確認されており、街路樹の健全性に対する懸念が高まっています。一方で、診断対象外の樹木も多数存在し、街路樹診断の実施範囲が限定的であることから、今後の安全管理などに支障をきたすおそれがあり、植栽状況に応じた適切な維持管理が求められます。



写真 2.3.1 診断結果により伐採した街路樹

表 2.3.2 専門家（樹木医）による街路樹の診断結果概要

実施年度	街路樹種別	総合判定					
		診断数 (本)	A	B1	B2	C	診断数に B2, C が占める率(%)
H30 年度	プラタナス	152	31	59	27	35	40.8%
R 元年度	プラタナス	89	15	27	13	34	52.8%
R2 年度	プラタナス・サクラ・マテバシイ	280	52	122	79	27	37.9%
R3 年度	サクラ・マテバシイ	183	12	77	84	10	51.4%
R4 年度	サクラ・アキニレ	135	2	83	42	8	37.0%
R5 年度	サクラ・イチョウ	68	13	31	18	6	35.3%
R6 年度	サクラ・イチョウ	199	34	84	80	1	40.7%
R7 年度	サクラ・マテバシイ・ケヤキ	316	134	108	57	17	23.4%
合計	-	1422	293	591	400	138	37.8%

表 2.3.3 総合判定基準

総合判定		外観診断判定基準	腐朽空洞率 参考基準値
A	健全か健全に近い	樹勢及び樹形の活力度が1又は2であり、その他の項目に異常がないか被害が軽微で処置の必要のないもの。	10%未満
B 1	注意すべき被害が見られる	樹勢又は樹形の活力度が3の段階であるもの。もしくは、今後活力の低下や腐朽の進行が予想され、その他の項目についても被害が各種見られ注意を要するもの。簡易な処置を必要とするもの。	10%以上 30%未満
B 2	著しい被害が見られる	樹勢又は樹形の活力度が4の段階であるもの。もしくは、幹や根の腐朽が進行し、その他の項目においても被害が見られ、何らかの処置を必要とするもの。	30%以上 50%未満
C	不健全	樹勢又は樹形の活力度が5の段階であるもの。もしくは、幹や根の腐朽が著しく、極めて不健全な状態で回復の見込みがないもの。また、倒木や幹折れの危険があるもの。	50%以上

【出典】東京都建設局「街路樹診断等マニュアル」（令和3年度）

② 健全に見える樹木の危険性

適切な管理が行われない場合、外見上健全に見えても、気づかない間に内部で根株腐朽や幹腐朽が進行し倒木などの危険性が高まることがあります。

根株腐朽は、過湿状態や排水不良、病虫害の侵入などが原因で発生し、根系が腐敗することで樹木を支持する力が著しく低下します。その結果、樹木が自立できなくなり、強風時などに倒木するおそれがあります。

また、幹腐朽は、幹内部に侵入した菌類が木材を分解することで進行し、内部から空洞が広がることが多く、外観のみでは判別が困難です。幹内部が空洞化しても外皮が残存する場合があります、外見上は健全に見える場合でも、幹折れや落枝、倒木などの事故につながる危険性があります。

これらの現象は、歩行者や車両への被害、建築物や電線などの損壊といった重大な事故につながる可能性があります。そのため、定期的な樹木診断の実施、根株腐朽や幹腐朽の早期発見が求められます。

③ 剪定手法(強剪定)による樹勢の弱まり

街路樹の生長に伴い、民地への越境や交通への支障を防ぐため、場所によっては強剪定に近い剪定が行われることがあります。過度な枝の除去や剪定後の切断面への適切な処置が施されない場合、樹木が損傷を受け、治癒力の低下を招くおそれがあります。その結果、病虫害の侵入や乾燥が進行し、樹木本来の生育能力や活力が損なわれ、健全な街路樹としての機能を維持できなくなる可能性があるため、自然樹形を目指した剪定が求められます。

④ 損傷による生長の阻害

樹木の損傷は、自然災害や自動車事故、工事の施工などの外的要因により発生することがあります。これらの損傷は、幹・枝・根に直接的なダメージを与え、樹木の健全性及び生長に深刻な影響を及ぼす可能性があります。さらに、損傷箇所が病虫害の侵入経路となることで、樹木全体の健全性が低下する要因となることがあるため、工事の際に樹木保護を行うなど、損傷を未然に防ぐことが必要です。

⑤ 病虫害^{※1}に対する抵抗力の低下

街路樹への病虫害^{※2}による被害は、主に細菌・ウイルス・カビ（真菌）などの病原やチャドクガなどの毛虫類及びクビアカツヤカミキリなどの外来種によって引き起こされます。これらは樹木の健全性を損ない、生長を阻害するだけでなく、場合によっては枯死に至ることもあります。都市部における街路樹は、限られた土壌スペースや排気ガスなどの環境ストレスにより、健全性が損なわれ病虫害に対する抵抗力が低下しやすい傾向が見受けられます。病虫害の発生時に迅速な対応を行うことで、被害の拡大を防ぎ、街路樹の健全を確保することが可能となります。

※例年チャドクガなどの発生が見られます。

※1 病虫害…植物が受ける被害や現象を表します。

※2 病虫害…植物に被害を与える病気と虫そのものを表します。

⑥ ^{あが}根上りによる通行への影響

街路樹は、歩行者などの通行による土壌の硬化などにより根が地下深くに伸長できず、空気や水分を求めて地表近くに広がることから、生長に伴い根が歩道舗装やブロックを持ち上げる「根上り」が発生する場合があります。歩行者などの通行に支障をきたす事例が確認されています。特に本区を含め都市部では、舗装や埋設物などが支障となり、根の伸長に必要な生育環境の確保が難しく、根上りが発生しやすい傾向にあるため、根上りの発生しにくい樹種を選定するなどの配慮が必要です。(写真 2.3.4)

⑦ 生育環境による影響

樹木が健康に生きるためには、光合成、呼吸（根や幹で酸素を吸う）、水分の吸収・蒸散、養分の吸収などの活動がスムーズに行われる必要があります。本区の街路樹は、建築物やインフラの密集により根の発達に必要な土量や空間の不足、土壌の締固めによる雨水の浸透低下、工事などによる根域への直接的なダメージなど、自然環境とは異なる厳しい制約下で生育しています。これらの要因が根の発達を阻害し、土壌中の水分や養分の不足、通気性の低下なども重なり、樹木の健全な生長に悪影響を及ぼしている可能性があります。また、都市特有のヒートアイランド現象や大気汚染も、樹木の生理的ストレスを高める要因となっています。

さらに、臨海部では、潮風や乾燥、強風といった厳しい環境条件にさらされ、路線によっては枯死や生育不良が散見されるため、適切な植栽環境の整備が求められます。(写真 2.3.5)



写真 2.3.4 根上りの状況



写真 2.3.5 街路樹の生育不全の状況

(2) 景観上の課題

① 道路空間や沿道とのバランスの不整合

適正な維持管理により、樹木が長期的に生育し、幅員の狭い歩道では、大径化した街路樹の枝葉の張り出しが区民生活や通行に影響を及ぼしている事例が見受けられます。建物との離隔や建築限界の規制などにより、自然樹形の確保が困難となるほか、まちなみや景観にも悪影響を及ぼしており、みどり豊かで快適な歩行空間の確保が求められます。(写真 2.3.6)



写真 2.3.6 街路樹の生長により道路空間や沿道とのバランスが乱れている事例

② 伐採などによる空き桝の増加

街路樹診断の結果、危険と判断された樹木は、やむを得ず伐採が行われます。伐採後は、根系が完全に腐朽するまでの間、数年間にわたり現地に残置されることが多く、まちなみや景観に影響を及ぼしている状況が見受けられます。こうした伐採に伴う空き桝の増加が課題となっており、補植を行うなど適切な対応が求められます。

③ 特色ある景観の喪失

樹木の更新に伴い、路線全体の植替えを行う必要が発生した際は、樹種の変更を検討することとなります。樹種の変更には、維持管理の容易さや予算の制約など、選定可能な樹種が限られることがあることや植栽樹種が限定されることで同一樹種が集中し、地域ごとの特色ある景観が損なわれる懸念があります。

地域の特色や路線ごとの特性、みどりの機能、植栽環境や周辺環境などに配慮した樹種を選定することが求められています。

(3) その他の課題

① 限られた予算

街路樹関連の維持管理予算については、「街路樹充実計画」に基づき、街路樹の本数及び植樹帯面積の増加に対応した予算措置が講じられています。(図 2.3.7)

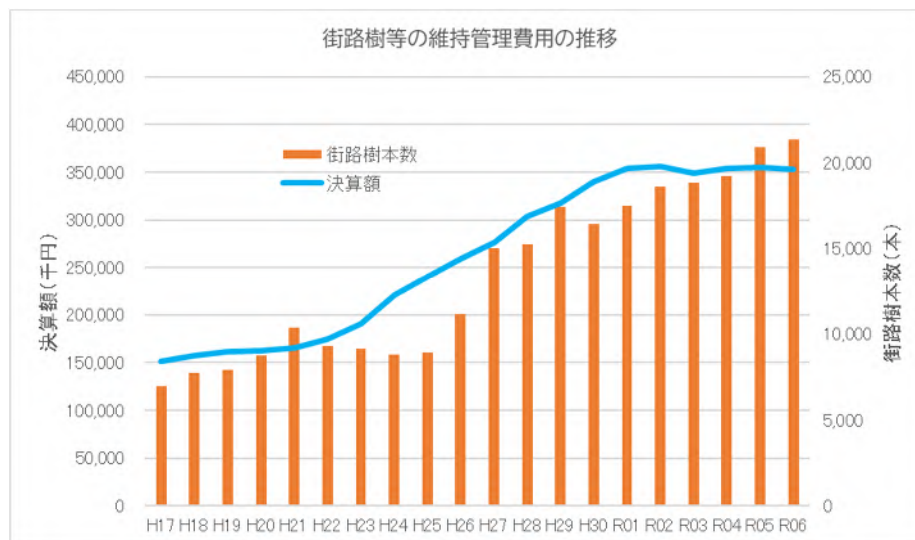


図 2.3.7 街路樹などの維持管理費用の推移

【出典】江東区「決算ノート」街路樹等の維持管理費より加工

しかし、維持管理予算額を街路樹本数 1 本あたりの換算額で考えた場合、予算額は令和 3 年ごろまではほぼ横ばいで推移していましたが、近年は労務単価や資材の高騰による物価上昇の影響で増加しており、従来と同水準の維持管理の継続が困難となりつつあります。

また、街路樹は時間とともに生長し、1 本あたりにかかる維持管理経費は年々増加していきます。例えば、当初は地盤面から梯子を利用した剪定が可能であったものの、樹木の大径化により剪定に高所作業車の使用が必要となるなど、生長に伴いより大きな機材による維持管理が必要となります。さらには、街路樹は経年により構造的・生理的な劣化が進行し、倒木などのリスクが高まるため、樹木医診断や適切な時期に樹木更新を行うことが必要となります。

こうした点を踏まえ、街路樹を取り巻く状況の変化に応じた、適切な予算措置が求められます。

表 2.3.8 街路樹 1 本あたりの維持管理費用（換算額）の推移

年度	維持管理予算額 (円) ※	街路樹本数 (本)	1 本あたり換算額 (円)
平成 20 年度	157,452,357	8,998	17,499
令和 3 年度	338,520,552	19,390	17,459
令和 6 年度	383,882,268	19,629	19,557

【出典】江東区「決算ノート」街路樹等の維持管理費より加工

※「街路樹、橋台敷、植樹帯及び中央分離帯の維持管理費用」：街路樹のみの維持管理費用ではありません

② 緑陰の確保不足

近年、地球温暖化の影響により夏季の気温上昇が顕著となっており、酷暑への対応が課題となっています。街路樹は緑陰を形成することで、道路利用者の快適性の向上に寄与するなど、多くの利点があります。こうした状況を踏まえ、今後は街路樹の整備と緑陰の充実を図ることが求められます。

③ 特定外来種の侵入・定着

本区において、生態系や人の暮らしに悪い影響を与える恐れがある「特定外来生物」が確認されています。特に、「江東区生物多様性地域戦略（令和8年3月策定）」の調査で確認された「植物」における特定外来種は6種類（オオササモ、ナガエツルノゲイトウ、オオキンケイギク、アレチウリ、オオハンゴウソウ、オオカワヂシャ）あり、その中には、街路樹が植えられているような環境にも侵入・定着する可能性のある外来種もあります。これらは「外来種被害予防3原則（環境省）」や「外来種対策行動3原則（東京都）」に基づく対策が必要です。なお、街路樹の植栽環境で「特定外来種」を発見し、撤去を行う場合には、当該植物の落下や種子の飛散を防ぐなどの配慮が必要です。

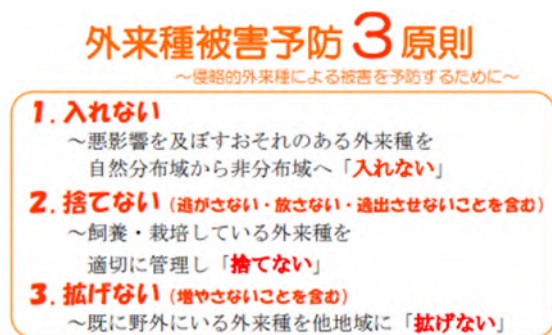


図 2.3.9 外来種被害予防3原則
【出典】環境省
「ホームページ（外来種とは）」
(https://www.env.go.jp/nature/intro/4document/files/r_ippan.pdf)



図 2.3.10 外来種対策行動3原則
【出典】東京都環境局「東京都外来種対策行動の手引き」（2025）
【イラスト】(c) 村石健一